

省エネ改修に係る固定資産税の減額措置

(適用期限：～令和13（2031）年3月31日)

平成26年4月1日以前から所在する家屋に一定の熱損失防止改修工事（省エネ改修工事）※1を行った場合について、翌年度分の固定資産税から3分の1が減額されます。

※1 減税対象となる工事。2ページ目に記載。

減税の適用を受けるための要件

- ①省エネ改修後の断熱部位が、いずれも平成28年基準を新たに満たしていること
- ②平成26年4月1日以前から所在している家屋であること
- ③賃貸住宅でない家屋であること
- ④省エネ改修工事に要した費用から補助金等を差し引いた額が、60万円（税込）を超えていること（2ページ目の工事のうち、分類Cの工事を行う場合は、分類A又は分類A,Bでかかった額が50万円（税込）を超え、かつ分類A,B,Cの工事の合計額が60万円（税込）を超えていることが必要です）
- ⑤床面積が登記簿表示上で40㎡以上240㎡以下であること
- ⑥店舗等併用家屋の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること
- ⑦改修工事を令和13年3月31日までにやっていること

適用を受けるために必要なこと

工事完了日から3ヶ月以内に、以下の書類又はその写しを当該家屋が所在する市区町村の窓口に出していただく。

- ①固定資産税減額証明書
- ②増改築等工事証明書※2
- ③補助金等の交付を受けている場合は、金額が明らかな書類

※2 増改築等工事証明書は、（1）登録された建築士事務所に属する建築士、（2）指定確認検査機関、（3）登録住宅性能評価機関、（4）住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行できます。

※必要書類の内容は、各自治体によって異なる場合があります。所管自治体のHP等も併せてご確認ください、ご準備いただくよう申請者へ申し添えください。

一定の熱損失防止改修工事（省エネ改修工事）

以下に掲げる工事です。（平成20年国土交通省告示第515号等）

対象工事	内容	分類
1. 窓の断熱改修工事 ※必須工事	I ガラスの交換	A
	II 内窓の新設又は交換	
	III サッシ及びガラスの交換	
2. 床等の断熱改修工事	外気に接する床等の断熱改修	B
3. 壁の断熱改修工事	外気に接する壁の断熱改修	
4. 天井等の断熱改修工事	外気に接する天井等の断熱改修	
5. 高効率空調機の設備設置工事		C
6. 高効率給湯器の設備設置工事	I 潜熱回収型給湯器	
	II ヒートポンプ式電気給湯器	
	III 燃料電池コージェネレーションシステム	
7. 太陽熱利用システムの設備設置工事		
8. 太陽光発電設備の設置工事		

※分類A・分類Bの断熱改修工事の基準は、平成28年省エネ基準を満たすものが対象です。

上記資料に記載の必要な書類に加えて、以下の書類を添付してください。

○工事明細書

○建物図面（平面図・立面図等）

○改修工事部分の写真